様式第4号（第6条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

粕屋町長

粕屋町危険廃屋等措置命令書

　あなたが（所有・管理）する空き家等について、　　 年　　月　　日付第　　　号で

勧告を実施しておりましたが、いまだ適切な措置がなされておりませんので、粕屋町危険

廃屋等の適正な管理に関する条例第８条の規定により、次のとおり命令します。

なお、履行期限を過ぎても改善が図られない場合は、粕屋町危険廃屋等の適正な管理に

関する条例第９条の規定により、氏名等の公表を実施いたします。

１　空き家等の所在地　　粕屋町

２　内容

３　理由

４　履行期限　　この文書発送の日より起算して１４日以内

（教示）

1 審査請求について   
　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、粕屋町長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。   
2 取消訴訟について   
　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として(訴訟において粕屋町を代表する者は粕屋町長となります。)、提起することができます。 ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。